

令和 7 年度練馬区立小中学校 学校司書派遣（単価契約）に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和 7 年度練馬区立小中学校 学校司書派遣（単価契約）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 令和 7 年度練馬区立小中学校 学校司書派遣（単価契約）
- (2) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで  
※ ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、3 年（更新 2 回）を上限として随意契約を行うことがある。  
なお、その場合は区側の状況により履行場所の校数を変更する場合があります。
- (3) 派遣場所 練馬区立小・中学校 98 校
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙 1）による
- (5) 概算経費 令和 7 年度事業実施にかかる予算（予定）  
217,588,800 円（税込）  
※ 本経費は概算で算出したものであり、本事業にかかる令和 7 年度の予算の上限額として明示するものである。令和 7 年度予算成立前であるため、確約するものでない。  
※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

- (1) 参加資格  
つぎの条件を満たすこと。  
ア 他自治体で図書館（学校図書館含む）の運營業務委託、派遣委託、または、これに類似する業務実績があること。  
イ 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。  
ウ 労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (2) 欠格条項  
つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。  
ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

イ 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。

ウ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。

エ 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者。

オ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

#### 4 選定方法

##### (1) 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 6 年 9 月 1 日～同年 10 月 18 日	
質問受付期間	令和 6 年 9 月 1 日～同月 20 日	
質問回答日	令和 6 年 9 月 30 日	
提案書類 受付期間	参加表明書、宣誓書および法人の資格に関する書類（別紙 2-1）	令和 6 年 9 月 1 日～同年 10 月 1 日
	事業提案に関する書類（別紙 2-2）	令和 6 年 10 月 1 日～同月 18 日
一次審査結果通知	令和 6 年 11 月上旬	
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 6 年 12 月中旬から下旬（予定）	
二次審査結果通知	令和 7 年 2 月上旬	

##### (2) 質問回答

募集に関する質問は質問票（別紙 3）に内容を簡潔に記入した上、以下の内容で行うこと。

###### ア 質問期間

令和 6 年 9 月 1 日～同月 20 日

※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。

###### イ 質問方法

電子メールによる。

※ 件名は「令和 7 年度練馬区立小中学校 学校司書派遣（単価契約）：プロポーザル質問票の送付について」とすること。

###### ウ 担当部署

練馬区教育振興部教育指導課サポート人材推進係（担当）佐々木

メールアドレス [SHIDOSHITSU07@city.nerima.tokyo.jp](mailto:SHIDOSHITSU07@city.nerima.tokyo.jp)

###### エ 回答方法

令和 6 年 9 月 30 日から同年 10 月 18 日まで、区ホームページにて質問者名を伏せた上で回答を公表する。なお、質問が無かった場合は、区ホームページへの掲載は行わない。

(3) 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成に当たり提出書類作成要領（別紙２－１および別紙２－２）を参照の上、以下の内容で提出すること。

ア 受付期間

別紙２－１：令和６年９月１日から同年１０月１日までの期間の午前９時から午後５時まで（土、日、祝日を除く。）

別紙２－２：令和６年１０月１日から同年１０月１８日までの期間の午前９時から午後５時まで（土、日、祝日を除く。）

イ 受付方法

提出場所に持参すること（郵送は不可）。

ウ 提出場所

練馬区役所本庁舎 12 階 教育振興部教育指導課サポート人材推進係

エ 提出書類

提出書類作成要領（別紙２－１および別紙２－２）に記載したとおり書類を提出すること

オ 提案書類の差し替えおよび再提出

受付期間終了後の提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 審査方法

一次審査（書類審査）と二次審査（提案書等の書類審査とプレゼンテーションによる対面審査の総合評価）の二段階評価を実施する。

ア 一次審査

提出書類に基づき審査を行い、合計点の高い順に３位（予定）までの者を二次審査の対象とする。一次審査の審査結果は令和６年１１月上旬までに書面により通知する。

イ 二次審査

二次審査の対象となった者について、令和６年１２月（予定）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査と二次審査の合計において評価上位の１者を受託候補者とする。

選考時間は１者あたり３０分（プレゼンテーション１５分、ヒアリング１５分）とする。説明者は本業務を受託したときに本業務を担当する者を主とした５名以内とする。プレゼンテーションにプロジェクター等を使用する際は事前に担当に連絡し、許可を得ること。審査結果は令和７年２月上旬に書面により通知する。

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者とするができる。

## 6 契約締結および支払

契約は、派遣1時間当たりの単価契約とする。支払は1か月単位とする。受託業者は、履行実績を毎月末日で締め派遣代金料金を計算し、区の定める手続に従い、翌月初日以降に書面をもって区に請求する。区に請求する代金は、1か月の総額に100分の10（消費税分）を乗じて得た額とする。なお、履行期間中に消費税の税率改定が施行された場合は、施行日以降の総額に変更後の税率を乗じて得た額を請求することとする。

## 7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙4）に基づき取り扱うものとする。

## 8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等の書類は返却しない。所定の保存年限経過後に区が廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和61年4月1日練総経発第394号）により指名停止等の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは無効の扱いとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (7) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (8) プロポーザルによる提案を受けて仕様（案）を修正する場合、変更する業務内容については、受託者と協議のうえ定めることとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

### 問い合わせ先・担当

練馬区教育振興部教育指導課サポート人材推進係 佐々木  
練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎12階 電話 03-5984-5746